

務	00	01	10年
(令和17年3月末まで保存)			

人 安 第 2 4 3 号
(警務、地域、刑企、捜一)
令 和 7 年 2 月 2 7 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

精神科病院における障害者虐待事案への適切な対応について

精神科病院における障害者虐待事案への適切な対応については、「精神科病院における障害者虐待事案への適切な対応について」（令和6年3月19日付け人安第201号。以下「旧通達」という）により示しているところであるが、この度、共通基盤システムにおける相談業務・人身安全関連業務等システム（以下「システム」という。）の運用が開始されることに伴い、令和7年3月1日から下記のとおり実施することとした。

各警察署にあっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）により精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）が一部改正され、精神科病院において精神障害者の医療及び保護に係る業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）による障害者虐待（法第40条の3第1項に規定する障害者虐待をいう。以下同じ。）を受けたと思われる精神障害者を発見した者への通報義務が制定されたことを踏まえ、引き続き、下記の点に留意して適切な対応に努められたい。

本通達の内容等については、警察庁と厚生労働省が協議済みである。

なお、旧通達は、令和7年2月28日をもって廃止する。

記

第1 認知時における適切な対応

1 県への通報（法第40条の3関係）

精神科病院において業務従事者による障害者虐待を受けたと思われる精神障害者を発見した者は、速やかに、これを都道府県（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市を含む。以下同じ。）に通報しなければならないこととされている。したがって、各種相談の受理、事件捜査、保護の取扱い等各種警察活動に際し、障害者虐待事案を認知した場合には、速やかに青森県（以下「県」という。）に通報すること。

(1) 通報に係る留意事項

ア 被害者が法に規定する「精神障害者」に該当するかどうか判断ができない場合

法に規定する「精神障害者」とは、法第5条第1項において、統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害その他の精神疾患を有する者とされている。しかしながら、警察において、被害者が「精神障害者」に該当するかどうかを正確に判断することは困難であるため、被害者の言動、関係者からの聴取内容等から、被害者が精神科病院において医療を受けていること等が判明した場合には、通報の対象とすること。

なお、通報については、被害者が自身を「精神障害者」とであると認識していなくても差し支えない。

イ 障害者虐待があったことの明確な裏付けができない場合

通報は、「障害者虐待を受けたと思われる精神障害者」について行うものであるので、障害者虐待を裏付ける具体的な証拠がない場合であっても、関係者の申出内容等から判断して、障害者虐待が行われた可能性があると判断できる事案であれば、通報の対象とすること。

ウ 加害者の精神科病院における具体的な業務内容が特定できない場合

加害者を特定していても、当該加害者の精神科病院における具体的な業務内容が特定できない場合があり得るが、その場合であっても、障害者虐待事案の早期発見・対応の観点から、通報の対象とすること。

エ 精神障害に起因する申出と疑われる場合

精神障害者から障害者虐待を受けている旨の申出がなされ、当該申出が精神障害に起因するものと疑われる場合であっても、県において福祉的な観点から必要な対応を行う場合もあるため、通報の対象とすること。

(2) 通報要領

警察で認知した障害者虐待事案については、生活安全部門に集約し、生活安全部門から県に通報するものとする。通報先部署名、電話番号等は、あらかじめ青森県警察本部障害者虐待担当課において確認するとともに、特に、休日・夜間において確実に連絡がとれるよう、県に申し入れておくこと。

通報は、原則として別添1「精神科病院における障害者虐待事案通報票」により行うものとし、急を要する場合には、電話により行うものとする。ただし、電話により行った場合であっても、通報内容等を確実に記録化しておくこと。通報票について、通報時点で詳細が判明していない事項の欄には、「不詳」と記載すれば足り、調査に時間を要することにより通報が遅れることのないようにすること。

なお、「精神科病院における障害者虐待事案通報票」の記載要領については、別添2を参照すること。

(3) 通報後の措置状況の把握

県担当部局との連絡体制を構築し、通報事案についての措置結果を確実に把握すること。

なお、通報後1か月を経過しても県から措置結果の連絡がないときには、警察から県に対して状況を確認すること。

2 通報以外の措置

障害者虐待事案を認知した際は、被害者の安全確保を図るとともに、事案の緊急性・重大性を踏まえつつ、事件化の可否及び要否を迅速に判断し、事件化すべき事案については、関係機関の告発等を待つことなく、速やかに必要な捜査を行うこと。また、刑罰法令に抵触しない場合であっても、事案に応じて加害者へ指導・警告するなど、警察として必要な措置を講ずること。

3 適切な相談等への対応

精神障害者から被害の相談や申出がなされた場合は、精神障害に起因する申出との先入観を排除し、精神障害の特性に配慮しながら、被害者の立場に立って丁寧な対応に努めるなど、適切に対応すること。

第2 その他

1 関係部門間の連携

障害者虐待事案への対応に当たっては、生活安全部門、刑事部門、地域部門、被害者支援部門等関係部門間で連携を密にすること。

2 関係機関等との連携

県の関係機関等が障害者虐待事案を認知して警察に情報提供等する場合も含め、関係機関等と相互に連携し、被害者の立場に立った的確な措置が講じられるようにすること。

3 指導、教養の徹底

警察における障害者虐待事案に対する適切な対応を推進するため、あらゆる機会を活用して警察職員に広く指導、教養を行うこと。

4 関係書類の作成

(1) 精神科病院における障害者虐待事案は、システムへの入力により、別添3「恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案等管理票」、別添4「恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案等取扱票」、別添5「恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案等経過票」を作成すること。

なお、県に通報する際は、別添1「精神科病院における障害者虐待事案通報票」により行うこと。

(2) 精神科病院における障害者虐待事案の関係書類の保存期間は、暦10年とする。

担当

人 身 安 全 対 策 課

人身安全対策第二係

別添 1

第 号		
精神科病院における障害者虐待事案通報票		
年 月 日		
○ ○ 都道府県知事 殿 (○ ○ 市 長)		
○ ○ 警察署長		
次のとおり障害者虐待を受けたと思われる精神障害者を発見したので、通報します。		
発 見 年 月 日	年 月 日	
発 見 の 経 緯		
精 神 障 害 者	(ふりがな) 氏 名	□ 男 ・ □ 女
	生 年 月 日	年 月 日生 (歳)
	住 所	
	電 話	() ー 番
	職 業	
	医療機関名	
	精神科病名	☐ 統合失調症 ☐ 双極性障害 ☐ うつ病 ☐ 認知症 ☐ 不安障害、神経症 ☐ てんかん ☐ 発達障害 ☐ 依存症 (アルコール、薬物等) ☐ 知的障害 ☐ 不明 ☐ その他 ()
入院の状況	☐ 入院中 ☐ 退院後 ☐ その他 ()	
業 務 従 事 者	(ふりがな) 氏 名	□ 男 ・ □ 女
	生 年 月 日	年 月 日生 (歳)
	住 所	
	職 業	☐ 医師 ☐ 看護師 ☐ その他の業務従事者 ()
	電 話	() ー 番
虐 待 の 状 況	行 為 類 型	☐ 身体的虐待 ☐ 性的虐待 ☐ 心理的虐待 ☐ 放棄・放置 ☐ 経済的虐待
	虐待の内容	
参 考 事 項		
担当者・連絡先	警察署 課 氏名 電話 () ー 番 内線	

別添 2

「精神科病院における障害者虐待事案通報票」の記載に当たっての留意事項

1 受取人

通報先が都道府県の場合は都道府県知事、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市（以下「指定都市」という。）の場合は指定都市の市長とすること。

2 「発見年月日」欄

精神科病院において精神障害者の医療及び保護に係る業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）による障害者虐待（法第40条の3第1項に規定する障害者虐待をいう。以下同じ。）を認知した日を記載すること。障害者虐待事案とは無関係な相談として対応している過程で、障害者虐待事案であることが判明した場合については、初回の相談受理日ではなく、障害者虐待事案であることが判明した日を発見年月日とすること。

3 「発見の経緯」欄

通報者を秘匿する必要がある場合には、「家族・親族からの通報」、「関係機関からの通報」、「精神科病院業務従事者からの通報」等と記載するなど、通報者氏名は記載しないこととして差し支えない。

4 「精神障害者」欄

被害者である精神障害者について記載すること。

(1) 「医療機関名」欄

被害者が入院等する医療機関名を記載すること。

(2) 「精神科病名」欄

被害者や親族等からの聴取結果等に基づき、該当すると思われる病名にチェックすることで差し支えない。

5 「業務従事者」欄

加害者である精神科病院の業務従事者について記載すること。

「職業」欄には、業務従事者の職種をチェックすること。「医師」、「看護師」以外の業務従事者については、「その他の業務従事者」に記載すること。

6 「行為類型」欄

複数選択が可能であり、以下の行為に該当するもの全てにチェックすること。

①身体的虐待：精神障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく精神障害者の身体を拘束すること。

②性的虐待：精神障害者にわいせつな行為をすること又は精神障害者をしてわいせつな行為をさせること。

③心理的虐待：精神障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な

差別的言動その他の精神障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

④放棄・放置：精神障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、精神科病院において医療を受ける他の精神障害者による①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置その他の業務従事者としての業務を著しく怠ること。

⑤経済的虐待：精神障害者の財産を不当に処分することその他精神障害者から不当に財産上の利益を得ること。

7 「虐待の内容」欄

「別紙記載のとおり」と記載の上、別紙を添付することとして差し支えない。

8 「参考事項」欄

精神障害者の言動、警察において講じた措置等都道府県（指定都市を含む。以下同じ。）において障害者虐待事案として対処する際に参考となると思われるような事項があれば記載すること。

9 「担当者・連絡先」欄

事案取扱者（相談受理者、現場臨場者等）ではなく、都道府県への通報の窓口となる生活安全部門の担当者について記載すること。